

かすみがうら市告示第89号

告 示

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、土浦・阿見都市計画下水道を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和8年7月30日

かすみがうら市長 金子 敏明

記

1. 都市計画の種類

下水道（千代田町公共下水道）

2. 都市計画を変更する土地の区域

排水区域（追加する部分）

かすみがうら市 大字上志筑、下志筑、市川、西野寺、東野寺、新治の各一部

3. 縦覧場所

かすみがうら市役所 都市建設部 都市整備課

土浦・阿見都市計画下水道の変更（かすみがうら市決定）

都市計画千代田町公共下水道「２．排水区域」を次のように変更する。

２．排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考）面積 汚水 約 1,098 h a 雨水 約 874 h a

理 由

都市の健全な発達と生活環境及び公衆衛生の向上を図るとともに、霞ヶ浦及び各河川をはじめとする公共用水域の水質保全に資するため、千代田町公共下水道を本案のとおり変更するものである。

かすみがうら市都市計画図

平成三十一年三月

土浦・阿見都市計画下水道の変更
(かすみがうら市決定) (汚水)

千代田町公共下水道

排水区域 (約 1,098 ha) 変更後
(約 931 ha) 変更前

流域下水道石岡幹線

流域下水道出鼻幹線

稲吉6号幹線

霞ヶ浦町公共下水道
排水区域 約 430 ha

凡 例	
都市計画区域	———
市街化区域	———
市街化調整区域	———
用途地域界	———
都市計画道路	———
都市計画公園	———
準防火地域	———
土地区画整理事業	———
第一種低層住居専用地域	———
第二種低層住居専用地域	———
第一種中高層住居専用地域	———
第二種中高層住居専用地域	———
第一種住居地域	———
準住居地域	———
近隣商業地域	———
商業地域	———
準工業地域	———
工業地域	———
工業専用地域	———
200 内の	上段の数字は容積率 中段は用途 下段の数字は建ぺい率

凡 例	
記 号 名	称
排水区域(追加)	)
排水区域(既決定)	)
下水管渠(既決定)	)
流域幹線管	渠

神立駅周辺準防火地域



株式会社バスコ興業

1. 平成20年3月 平成20年作成 1:10,000 かすみがうら市地籍図を縮小編集
2. 平成25年3月 平成25年修訂作成 1:10,000 かすみがうら市地籍図を縮小編集
3. 平成31年3月 平成31年修訂作成 1:10,000 かすみがうら市地籍図を縮小編集

1:25,000

かすみがうら市都市計画図

土浦・阿見都市計画下水道の変更
(かすみがうら市決定) (雨水)

千代田町公共下水道
排水区域 約 874 ha

霞ヶ浦町公共下水道
排水区域 約 430 ha

凡 例	
都市計画区域	———
市街化区域	———
市街化調整区域	———
用途地域界	———
都市計画道路	———
都市計画公園	———
準防火地域	———
土地区画整理事業	———
第一種低層住居専用地域	———
第二種低層住居専用地域	———
第一種中高層住居専用地域	———
第二種中高層住居専用地域	———
第一種住居地域	———
準住居地域	———
近隣商業地域	———
商業地域	———
準工業地域	———
工業地域	———
工業専用地域	———
200 100 50	上段の数字は容積率 中段は用途 下段の数字は建ぺい率

凡 例	
記 号 名	称
■	排水区域(既決定)

